



外山文子；小山田英治（編著）『東南アジアにおける汚職取締の政治学』シリーズ転換期の国際政治。晃洋書房，2022，viii+356p.

汚職や腐敗問題は国家の成長を著しく後退させ、貧富の格差を拡大し、海外投資や経済活動にも影響を及ぼす上に、法の支配、人権、民主主義促進を妨げる阻害要因として認識されてきた。しかし、汚職は実態が捉えにくいことや、（その原因は）個人の道徳的問題とされ、また開発援助においては内政干渉という認識があったために、その対策は開発や開発援助の対象分野とはされず、汚職に関する研究も少なかった。しかし1990年代半ば以降になると汚職・腐敗との闘いは一国の枠内での問題からグローバル規模で取り組む共同課題へと変化、深化していった。世界銀行がタブーであった汚職問題に取り組み、多くの学術的研究も進んだ[小山田2019: 65, 224-225]。

ただ、これまでの汚職研究は、本書第1章で述べられているように「なぜ、どのような条件で汚職が起きるのか」「汚職を減少させるにはいかなる手段を取れば良いのか」が主であり、汚職取締や反汚職については十分な研究がなされなかった。

本書は、汚職取締および汚職取締機関について政治学的見地から新たな知見を生み出すことを目指し、様々な政治体制が併存し、また近年各国による汚職取締が注目される東南アジア7カ国を取り上げて、各国の汚職取締機関の歴史、成否と特徴について考察するという意欲的な内容である。

1 本書の内容

本書は2部構成である。第1部「汚職取締の分析枠組みと国際的潮流」では汚職や腐敗に関する研究動向と分析フレーム、さらに開発援助機関による支援、レントと汚職という汚職を考える際の興味深いテーマも取り上げられている。第2部「各国事例」では、第1部第2章で示された分析フレームに沿って東南アジア7カ国の事例が展開されている。

それぞれの章を簡潔にまとめる。

第1章「汚職取締と民主主義」では、汚職取締と民主主義の関係に焦点を当てた既存研究の動向が紹介される。さらに、世界の国々における憲法裁判所、選挙委員会、汚職取締機関の設置時期と設置時の政治状況を比較した結果、前者2つの設置前後には独立や民主化という政治体制の大きな変化があったが、汚職取締機関の設置には国際機関や国際ドナーによる反汚職や汚職取締の推進と国際条約の締結が大きな影響を与えていること、また、汚職取締と民主主義の間にはあまり関係性がなく、汚職の抑制には政府のガバナンス能力が重要な要素であることが述べられる。

第2章「汚職取締をどのように分析するか」では、まず汚職取締に関する論点として汚職取締の契機や汚職の定義が示される。取締の契機はより政治的で、何が汚職であるかの決定には世論が大きな影響を及ぼすという。次に本書の第一の分析フレーム「従属変数としての汚職取締機関」では、組織の形態を規定する要因として歴史、国際機関の関与、経済発展、ガバナンス、政治権力の分散性が挙げられている。第二の分析フレーム「独立変数としての汚職取締機関」では、汚職取締機関がもたらす帰結として汚職取締に対する信頼度、汚職取締機関の安定性、権限、政府への信頼度が検討されている。

続く第3章と第4章は汚職対策を考える際の興味深いテーマが並ぶ。

第3章「開発援助機関による汚職対策支援」では、1990年代以降に着手された国際社会の汚職・腐敗との闘いの歴史と取組みが紹介され、事例として世銀や国連、EUなどの反汚職支援の歴史と手法、特色をまとめ、最後にそれらの成果や課題が述べられている。特に資金、技術、人材さらには政治面で様々な課題に直面している途上国においては、今後も援助機関主導による流れに委ねざるを得ないと結んでいる。

第4章「レントと汚職—研究レビューとタイについての試論」では、まず文献レビューを通してレントが生み出されるメカニズムについて類型化し、その上で汚職との位置関係が整理される。さらに、2000年代のタイを事例として「情報生産に

関わるレント」と「資源レント」が論じられている。

第Ⅱ部は、第2章で示された分析フレームに沿って東南アジア7カ国の汚職取締機関の状況を分析している。

第5章のシンガポールは世界的に見ても汚職のレベルがきわめて低く、同国の汚職取締機関である汚職調査局は多くの途上国の理想的なモデルとされている。ただ、この国の取組みが成功しているのは、制度面のみならず、汚職と闘う政治のリーダーシップ、一党支配体制の継続と安定、ガバナンス能力の高さ、汚職を見聞きした市民による通報の奨励などの「総合的なアプローチ」があるからであり、きわめて例外的な事例とされる。

第6章のインドネシアはシンガポールとは異なって「汚職の蔓延している国」ではあるが、スハルト権威主義体制下で蔓延した汚職に対する国民の怒りによって強力な汚職撲滅委員会が設置され、高い独立性と強い権限が与えられた。しかし、イスラーム保守派と世俗派の間での社会的分断によって世論の関心が低下、汚職撲滅の動きは後退している。

第7章はタイで、国民の汚職取締に対する強い要望を受けたバンコクの知識人の危機感によって汚職防止取締委員会など恒常的な汚職取締体制が整った。しかし、ガバナンスの課題を抱え、さらに汚職取締に関する制度設計の問題によって汚職防止取締委員会は政治対立に巻き込まれやすくなっている。

第8章は、通常の汚職取締と政治的取締を行うための機関や主体が複数存在するフィリピンである。市民の関心は政治家や市民団体が大物政治家を告発するような政治的取締に向かいがちであるが、フィリピンでは派手な政治的取締によって世論が二分されるようなことはない。また、起訴権限を有しているのは通常取締を実施する独立機関だけであり、政治取締の主体は調査を行うことしかできない。

第9章は、汚職が社会のあらゆるレベルに蔓延しているカンボジアである。人民党政府が汚職対策に取組み始めたのは、欧米諸国や国際機関のイニシャティブのもと、同党が一党支配体制を確立した2000年代以降である。しかし、創設された取

締機関は反対勢力封じ込め的手段となり、人民党一党支配を強化する政治的道具となっている。

第10章は社会主義国ベトナムで、2006年に汚職防止委員会とともに政府部局のなかにそれぞれの汚職取締部門が設置された。ただ、複数の機関があるために調査に時間がかかり、また汚職防止委員会のメンバーは他の行政機関の長も務めるために政府の介入が避けられず、公正性や透明性の向上を妨げている。しかし、近年、政府機関の汚職取締運動とマスメディアと市民社会組織の運動も活発化している。

第11章も社会主義国のラオスで、この国の汚職対策に対する国際社会からの評価は低く、また公開情報も少ない。しかし、2010年代以降は汚職対策が強化され、党検査機関が、国家公務員の法律・規則違反を取締まる国家監察院と、汚職対策機構の役割を兼務する「三位一体」体制を形成し、党の権威によって汚職を取締まる体制を作ったが、政治機関からの自律性が欠如し、一党体制を強化する手段にもなっている。

終章「東南アジアにおける汚職取締機関の特徴と課題」では7カ国の事例分析を比較・整理している。汚職取締機関の権限は比較的強いものが多い一方で、組織の独立性という点では、それが高いものも権力主体と一体化されているものもあり、一様ではない。汚職取締機関が設置される契機としては、民主化にともなって設置されたケース（フィリピン、タイ、インドネシア）と統治主体が権力基盤を強化しようとして設置されたケース（カンボジア、ベトナム、ラオス）がある。国家的な危機意識の下で強い権限と高い独立性を与えられたシンガポールのケースは例外的である。汚職取締機関がもたらした政治的帰結は、権威主義体制の国の場合は権力主体の汚職取締に対するコミットメントによって異なり、民主主義体制下では強い権限を持つ汚職取締機関ほど容易に権力闘争に巻き込まれる。

II 本書の評価とコメント

まず、本書の意欲的な取組みとそのオリジナリティを高く評価したい。既存研究では汚職取締自体が民主化や政治に及ぼす影響に関連付けた研究

は限定的で、特に汚職取締機関に関する政治学的研究にはほとんど関心が払われてこなかった。本書は、汚職取締機関の創設の契機、時期、当時の政治状況、制度的特徴、国際機関や国際ドナーの関与、汚職取締の実態と結果、さらにその政治的帰結について、東南アジア7カ国の汚職取締および汚職取締機関を詳細に分析、比較検討して全体像を明らかにしている。このような客観的で明確な指標で7カ国の事例を比較検討するという作業は、今後の他のアジアの国の汚職取締の研究だけでなく、政治体制の比較研究にも活かされるだろう。

さらに、7つの事例研究それぞれがとても興味深い。各国の汚職取締と汚職取締機関の分析は、各国の政治構造や国民意識まで見事に明らかにしている。特に、これまでほとんど研究が行われてこなかったベトナムに複数存在する汚職取締機関、カンボジアの国家反汚職評議会と反汚職ユニット、ラオスの「三位一体」体制に関する詳細な分析と考察は特筆すべきだろう。説明をわかりやすくするための図表が適宜挿入されていることも、読者の理解を助けている。汚職取締および汚職取締機関について政治学的見地から新たな知見を生み出すことを目指すという本書の意図は、7つの優れた事例研究とそれらを比較・整理し政治体制によって帰結が異なることをまとめた終章によって、達成されていると言えよう。

ただ、いくつかの疑問や要望も述べておきたい。

第1は、ASEAN原加盟国のなかでマレーシアだけが事例研究に含まれていないことである。マレーシアは国際NGOトランスペアレンシー・インターナショナル(TI)の汚職認識度指数では2023年50位と東南アジアのなかでは上位に位置付けられ、「汚職が蔓延している国」とは認識されていない。だが、ナジブ前首相による巨額の公金着服疑惑という汚職が引き金となって大きな政治変動が生まれた。従来からの民族的亀裂を前提とした統治システムが、汚職撲滅を掲げた市民運動によって弱体化したのである。したがって、マレーシアの汚職取締および汚職取締機関の分析とその政治的帰結についても論じてほしかった。

第2は、第1部では汚職取締機関の設置には1990年代からの国際機関や国際ドナーによる反汚

職や汚職取締の推進や国際条約の締結が大きな影響を与えていると述べられているが、7カ国の事例研究ではそれらへの検討が少ないことである。特に各章で何度か言及される国連腐敗防止条約は国連加盟国のほとんどが締結し、締結国は汚職対策機関の設置を求められるだけでなく、適宜自己評価チェックや専属の外部組織を通じたモニタリングを受ける。また市民社会の反汚職活動に対する参加促進への適切な措置を施すよう要請もなされる。これらの要請を各国はどう受けとめ、どのような対応を行っているだろうか。また、東南アジア諸国はTIの汚職認識度指数のスコアと順位をかなり気にしている。TIは国際NGOが厳しく管理されるシンガポールには存在しないが、その他の国々の市民組織にはどのような影響を与えているのだろうか。国際条約や国際NGOの果たす役割についての言及がもう少し欲しかった。

第3は、一党支配の社会主義国家のままで市場経済を進化させている国における汚職取締機関の在り方である。本来ならば市場経済と対外開放を進めるに応じて私的財産権を広げ、公有制や共産党(ラオスでは人民革命党)の政治支配は縮小されなければならないが、そうはなっていない。2023年に国家主席が辞任したようにベトナムでも近年中国同様の大規模な反汚職闘争が繰り広げられているが、これは党支配存続のためには当然のことであろう。このような一党支配の社会主義国において、果たして有効な汚職取締機関が作れるのだろうか、党組織以外の市民社会組織やメディアによる監視メカニズムはどれだけ有効なのだろうか。著者のさらなる分析が待たれる。

第4は、評者自身の課題でもあるが、「特殊事例」シンガポールの今後である。この国では汚職や賄賂事件が少しずつではあるが目立つようになっていく。2013年には汚職調査局幹部が巨額の公金横領と局所有車の不正流用で告発されただけでなく、その横領資金をカジノで浪費していたことが明らかになった。2015年にはブラジル海洋石油リグ受注をめぐる政府系大手企業の賄賂事件が起きた。2023年には現職閣僚2人が国有財産である高級住宅を賃借していたことが明らかになった。さらに同年には37年ぶりに現職閣僚が汚職で逮捕される

という衝撃的な事件が起きた。同様の事件が続けば国民の間に不平等や不公平に対する不満（相対的剥奪感）が高まり、現政権への不満が大きくなることが考えられよう。シンガポールは今後も「例外的な事例」であり続けるのだろうか。

以上4点の疑問や要望を述べたが、これらは「ないものねだり」であるかもしれない。本書の意欲的な試みを受けて、今後アジア全体の汚職取締機関に関する研究がさらなる進展を遂げることに期待をしている。

(田村慶子・北九州市立大学名誉教授・特別研究員)

参考文献

小山田英治. 2019. 『開発と汚職——開発途上国の汚職・腐敗との闘いにおける新たな挑戦』 東京：明石書店.

加納遥香. 『社会主義ベトナムのオペラ——国家をかたちづくる文化装置』 彩流社, 2024, 279+54p.

はじめに

「オペラ」といえば、西洋の人々の社交・娯楽というイメージがあり、非西洋圏の「オペラ」は亜流だという偏見が我々のなかに無意識にも刷り込まれている。それを払拭させるべく、学術的意義をもって論じているのが本書、『社会主義ベトナムのオペラ』だ。2021年に著者の加納遥香氏が一橋大学に提出した博士論文「社会主義体制下のベトナムにおけるオペラ」を基盤にした本書には、1954年から現代までのオペラの歴史叙述が試みられている。西洋中心主義にあらがい、文化相対主義的な意識をもってベトナムのオペラの固有性を書きだそうとする著者の熱意は全体を伴奏するように響いている。ただし、十分に語りつくされていない論点、見落とされている視点も本書には散見される。

評者は、オペラの知識も乏しく、楽器の演奏もできないが、ひとりの比較文学・比較文化研究者として本書を楽しく読ませていただいた。した

がって、この書評も、音楽学者やベトナム研究者ではなく、異文化・異領域との接触から新しい文化が創出するその瞬間と背景を捉える「比較」の視点で語ることをお許しいただきたい。

本書の構成

まず手始めに、本書の構成を評者なりに要約する。

第1章「文化政策と組織編制（一九五四～八六）」では、南北分断後の北部（ベトナム民主共和国）における文藝路線の形成が年代順に整理されている。初期には、「文化」が、経済・政治と並ぶ「戦線」とみなされ、文化革命を遂行するという方針が打ち出される。こうした党の政策として、音楽が革命事業の一部を担う重要な要素として位置づけられていく経緯が記されている。

第2章「音楽劇ジャンルの創出と展開」は評者が、個人的に最も興味深く読んだ箇所である。ここでは、どのようにして西洋の受容が行われ、そこから独自の形の音楽劇が誕生・展開されたのかに焦点が当てられている。《エウゲニ・オネーギン》をはじめとする西洋のオペラの特徴に基づき創作されたベトナムにおける最初の「音楽劇」《コー・サオ》の分析は読み甲斐があった。近代化＝西洋化ではない、ベトナムにおける西洋文化受容の一相が立ち現れてくる箇所である。

つづく第3章「『ベトナム』を表象する」では、ベトナム戦争が本格化していった1965年以降から統一の1976年までを対象とし、個々の作品についての詳細な紹介がある。私のような知識がない者にでも理解できる「ベトナム社会主義オペラ入門ガイド」として読める章である。

第4章「教養主義的な国家をめざして」では、南北統一後から90年あたりまでを対象とし、ベトナム社会主義共和国のハノイを拠点とする国立音楽舞踊劇場の方針、およびオペラの位置づけを俎上にあげている。

第5章「現代におけるベトナムのオペラ」では1990年代以降から現在までを対象とし、フランスやスウェーデンなどの外国の協力のもとでオペラ制作を活発に行う様子、そして、2012年の《コー・サオ》や《彫刻家》などの再演までに至る様子が描写されている。また、4節には、《アニー・姫》